

# JAS 1606

## 日本農林規格 JAPANESE AGRICULTURAL STANDARD

---

有機加工食品

Organic Processed Foods

2022年 9月 1日 制定

2024年 7月 1日 改正

---

財務省・農林水産省

## 目 次

ページ

|     |                             |    |
|-----|-----------------------------|----|
| 1   | 適用範囲                        | 1  |
| 2   | 引用規格                        | 1  |
| 3   | 用語及び定義                      | 1  |
| 4   | 有機加工食品の生産の原則                | 3  |
| 5   | 生産の方法                       | 3  |
| 5.1 | 原材料及び添加物（加工助剤を含む。）          | 3  |
| 5.2 | 原材料及び添加物の使用割合               | 3  |
| 5.3 | 製造，加工，包装，保管その他の工程に係る管理      | 3  |
| 6   | 表示                          | 4  |
| 6.1 | 名称の表示                       | 4  |
| 6.2 | 原材料名の表示                     | 4  |
|     | 附属書 A（規定）添加物（有機酒類以外の有機加工食品） | 6  |
|     | 附属書 B（規定）添加物（有機酒類）          | 9  |
|     | 附属書 C（規定）薬剤                 | 11 |

## まえがき

この規格は、日本農林規格等に関する法律第5条において準用する同法第4条第1項の規定に基づき、独立行政法人農林水産消費安全技術センター（FAMIC）から、日本農林規格原案を添えて日本農林規格を改正すべきとの申出があり、日本農林規格調査会の審議を経て、財務大臣及び農林水産大臣が改正した日本農林規格である。これによって、有機加工食品の日本農林規格（令和4年10月12日財務省・農林水産省告示第35号）は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。財務大臣及び農林水産大臣並びに日本農林規格調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。



## 有機加工食品

## Organic Processed Foods

## 1 適用範囲

この規格は、有機加工食品について規定する。

## 2 引用規格

次に掲げる引用規格は、この規格に引用されることによって、その一部又は全部がこの規格の要求事項を構成している。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

- JAS 0018 有機藻類
- JAS 1605 有機農産物
- JAS 1607 有機飼料
- JAS 1608 有機畜産物
- JIS Z 8305 活字の基準寸法

## 3 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は、次による。

## 3.1

## 有機加工食品

箇条 5 に従い生産された加工食品であって、原材料（食塩及び水を除く。）及び添加物（加工助剤を除く。）の重量に占める農産物（有機農産物を除く。）、畜産物（有機畜産物を除く。）、水産物（有機藻類を除く。）及びその他 5.1 b) の飲食料品並びに添加物（有機加工食品として格付された一般飲食物添加物及び加工助剤を除く。）の重量の割合が 5%以下であるもの

## 3.2

## 有機農産物加工食品

有機加工食品のうち、原材料（食塩及び水を除く。）及び添加物（加工助剤を除く。）の重量に占める農産物（有機農産物を除く。）、畜産物、水産物及びその他 5.1 b) の飲食料品並びに添加物 [有機加工食品（有機農産物加工食品に限る。）として格付された一般飲食物添加物及び加工助剤を除く。] の重量の割合が 5%以下であるもの

## 3.3

## 有機畜産物加工食品

有機加工食品のうち、原材料（食塩及び水を除く。）及び添加物（加工助剤を除く。）の重量に占める農産物、畜産物（有機畜産物を除く。）、水産物及びその他 5.1 b) の飲食料品並びに添加物 [有機加工食品（有機畜産物加工食品に限る。）として格付された一般飲食物添加物及び加工助剤を除く。] の重量の割合が 5%以下であるもの

## 3.4

### 有機農畜産物加工食品

有機加工食品（有機農産物加工食品及び有機畜産物加工食品を除く。）のうち、原材料（食塩及び水を除く。）及び添加物（加工助剤を除く。）の重量に占める農産物（有機農産物を除く。）、畜産物（有機畜産物を除く。）、水産物及びその他 **5.1 b)** の飲食料品並びに添加物 [有機加工食品（その他有機加工食品を除く。）として格付された一般飲食物添加物及び加工助剤を除く。] の重量の割合が 5%以下であるもの

### 3.5

#### その他有機加工食品

有機加工食品のうち、有機農産物加工食品、有機畜産物加工食品及び有機農畜産物加工食品以外のもの

### 3.6

#### 有機酒類

有機加工食品のうち、日本農林規格等に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号。以下“法”という。）第 2 条第 2 項第 1 号ロに規定する酒類に該当するもの

### 3.7

#### 有機農産物

**JAS 1605** の **箇条 5** に従い生産された農産物（飲食料品に限る。）

### 3.8

#### 有機畜産物

**JAS 1608** の **箇条 5** に従い飼養された家畜若しくは家きん又は **JAS 1608** の **箇条 5** に従いこれらから生産された畜産物

### 3.9

#### 有機藻類

**JAS 0018** に従い生産される藻類

### 3.10

#### 一般飲食物添加物

一般に食品として飲食に供されている物であって添加物として使用されるもの

### 3.11

#### 化学的処理

次のいずれかに該当する処理

- a) 化学的手段（燃焼，焼成，熔融，乾留及びけん化を除く。以下同じ。）によって、化合物を構造の異なる物質に変化させること。
- b) 化学的手段によって得られた物質を添加すること（最終的な製品に当該物質を含有しない場合を含む。）。

### 3.12

#### 組換え DNA 技術

酵素等を用いた切断及び再結合の操作によって、DNA をつなぎ合わせた組換え DNA 分子を作製し、それを生細胞に移入し、かつ、増殖させる技術

### 3.13

#### 転換期間中有機農産物

有機農産物のうち、**JAS 1605** の **5.1.2 b)** に規定する転換期間中のほ場において生産された農産物

## 4 有機加工食品の生産の原則

有機加工食品は、原材料である有機農産物、有機畜産物及び有機藻類の有する特性を製造又は加工の過程において保持することを旨とし、物理的又は生物の機能を利用した加工方法を用い、化学的に合成された添加物及び薬剤の使用を避けることを基本として、生産する。

## 5 生産の方法

### 5.1 原材料及び添加物（加工助剤を含む。）

次の a)～e)のもの以外のものが使用されてはならない。ただし、b)のものにあつては、使用する原材料と同一の種類の有機農産物、有機畜産物、有機藻類又は有機加工食品の入手が困難な場合に限る。

- a) 次のうち、当該農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示が付されているもの（その有機加工食品を製造し、又は加工する者によって生産され、法第10条又は第30条の規定によって格付されたものにあつてはこの限りでない。）
- 1) 有機農産物
  - 2) 有機畜産物
  - 3) 有機藻類
  - 4) 有機加工食品
- b) a), c), d)以外の飲食料品（次のものを除く。）
- 1) 原材料として使用した有機農産物、有機畜産物、有機藻類及び有機加工食品と同一の種類の農畜水産物及び加工食品
  - 2) 放射線照射が行われたもの
  - 3) 組換えDNA技術を用いて生産されたもの
- c) 食塩
- d) 水
- e) 有機酒類以外の有機加工食品にあつては表 A.1、有機酒類にあつては表 B.1 の添加物

### 5.2 原材料及び添加物の使用割合

原材料（食塩及び水を除く。）及び添加物（加工助剤を除く。）の重量に占める 5.1 b)及び 5.1 e)（有機加工食品として格付された一般飲食物添加物及び加工助剤を除く。）のものの重量の割合が5%以下でなければならない。

### 5.3 製造、加工、包装、保管その他の工程に係る管理

5.3.1 製造又は加工は、物理的又は生物の機能を利用した方法（組換えDNA技術を用いて生産された生物を利用した方法を除く。以下同じ。）によることとし、添加物を使用する場合は、必要最小限度としなければならない。

5.3.2 原材料として使用される有機農産物は、その受入れから製造又は加工前までの間、JAS 1605 の 5.13 に従い、JAS 1605 の表 D.1 の調製用等資材を使用してよい。

5.3.3 原材料として使用される有機畜産物は、その受入れから製造又は加工前までの間、JAS 1608 の 5.7 に従い、JAS 1608 の表 K.1 の調製用等資材を使用してよい。

5.3.4 原材料として使用される有機農産物、有機畜産物、有機藻類及び有機加工食品は、他の農畜水産物又はその加工食品が混入しないように管理を行わなければならない。

5.3.5 有害動植物の防除は、物理的又は生物の機能を利用した方法によらなければならない。ただし、物理的又は生

物の機能を利用した方法のみによっては効果が不十分な場合は、表 C.1 の薬剤並びに食品及び添加物（これらを原材料として加工したものを含み、農産物に対して病害虫を防除する目的で使用するものを除く。）に限り使用してよい。この場合は、原材料、添加物及び製品への混入を防止しなければならない。

**5.3.6** 5.3.5 にかかわらず、5.3.5 の方法のみによっては有害動植物の防除の効果が不十分な場合は、有機加工食品を製造し、若しくは加工し、又は保管していない期間に限り、表 C.1 の薬剤以外の薬剤を使用してよい。この場合は、有機加工食品の製造若しくは加工又は保管の開始前に、これらの薬剤を除去しなければならない。

**5.3.7** 有害動植物の防除、食品の保存又は衛生の目的での放射線照射を行ってはならない。

**5.3.8** 5.1, 5.2 及び 5.3.1～5.3.7 に従い製造され、又は加工された食品が農薬、洗浄剤、消毒剤その他の資材によって汚染されないように管理を行わなければならない。

## 6 表示

### 6.1 名称の表示

**6.1.1** 有機加工食品の名称の表示は、次の例のいずれかによる。“〇〇”には、当該加工食品の一般的な名称を記載しなければならない。

- a) “有機〇〇”又は“〇〇（有機）”
- b) “オーガニック〇〇”又は“〇〇（オーガニック）”

**6.1.2** その他有機加工食品のうち、“〇〇”に記載する一般的な名称が、有機農産物加工食品、有機畜産物加工食品又は有機農畜産物加工食品の一般的な名称と同一となるものにあつては、食品表示基準の別記様式1の枠外に、有機農産物加工食品、有機畜産物加工食品又は有機農畜産物加工食品でないことが分かるように記載しなければならない。

**注記1** 指定農林物資以外の農林物資については、法第63条第2項の規定に従って、当該指定農林物資に係る日本農林規格において定める名称の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならないとされている。

**6.1.3** 転換期間中有機農産物又はこれを製造若しくは加工したものを原材料として使用したものにあっては、6.1.1の例のいずれかによって記載する名称の前又は後に“転換期間中”と記載しなければならない。

**6.1.4** 6.1.3にかかわらず、商品名の表示されている箇所に近接した箇所に、背景の色と対照的な色で、JIS Z 8305に規定する14ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた活字で、“転換期間中”と記載する場合は、6.1.3の記載を省略してよい。

### 6.2 原材料名の表示

**6.2.1** 使用した原材料のうち、有機農産物、有機畜産物、有機藻類又は有機加工食品にあつては、その一般的な名称の前又は後に“有機”等の文字を記載しなければならない。

**6.2.2** 6.2.1にかかわらず、使用した原材料のうち、有機農産物、有機畜産物、有機藻類又は有機加工食品にあつては、“有機”等の文字に代えて有機を示す記号を記載してよい。この場合は、有機を示す記号に関する説明を食品表示基準の別記様式1の枠外に記載しなければならない。

**注記1** 記号には、“\*”や“#”などが考えられる。

**6.2.3** 使用した原材料のうち、転換期間中有機農産物又はこれを製造若しくは加工したものにあっては、6.2.1又は6.2.2によって記載する原材料名の前又は後に“転換期間中”の文字を記載しなければならない。

**6.2.4 6.2.3**にかかわらず，使用した原材料のうち，転換期間中有機農産物又はこれを製造若しくは加工したものにあっては，“転換期間中”の文字に代えて，転換期間中を示す記号を記載してよい。この場合は，転換期間中を示す記号に関する説明を食品表示基準の別記様式1の枠外に記載しなければならない。

**注記1** 記号には，“\*”や“#”などが考えられる。

**6.2.5 6.2.3**及び**6.2.4**にかかわらず，商品名の表示されている箇所に近接した箇所に，背景の色と対照的な色で，**JIS Z 8305**に規定する14ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた活字で，“転換期間中”と記載する場合は，**6.2.3**及び**6.2.4**の記載を省略してよい。

**附属書 A**  
**(規定)**  
**添加物 (有機酒類以外の有機加工食品)**

箇条 5 に規定されている添加物 (有機酒類以外の有機加工食品に係るもの) を表 A.1 に示す。

表 A.1—添加物

| INS<br>番号 <sup>a)</sup> | 添加物 <sup>b)</sup> | 基準  |
|-------------------------|-------------------|---|
| 330                     | クエン酸              | pH 調整剤として使用するもの又は野菜の加工品若しくは果実の加工品に使用する場合に限ること。  |
| 331iii                  | クエン酸ナトリウム         | ソーセージ、卵白の低温殺菌又は乳製品に使用する場合に限ること。   |
| 296                     | DL-リンゴ酸           | 農産物の加工品に使用する場合に限ること。  |
| 270                     | 乳酸                | 農産物の加工品に使用する場合、ソーセージのケーシングに使用する場合、凝固剤として乳製品に使用する場合又は pH 調整剤としてチーズの塩漬に使用する場合に限ること。     |
| 300                     | L-アスコルビン酸         | 農産物の加工品に使用する場合に限ること。  |
| 301                     | L-アスコルビン酸ナトリウム    | 食肉の加工品に使用する場合に限ること。   |
| 181                     | タンニン (抽出物)        | ろ過助剤として農産物の加工品に使用する場合に限ること。   |
| 513                     | 硫酸                | pH 調整剤として砂糖類の製造における抽出水の pH 調整に使用する場合又は pH 調整剤として藻類の加工品に使用する場合に限ること。                   |
| 500i                    | 炭酸ナトリウム           | 菓子類、砂糖類、豆類の調製品、麵・パン類又は中和剤として乳製品に使用する場合に限ること。  |
| 500ii                   | 炭酸水素ナトリウム         | 菓子類、砂糖類、豆類の調製品、麵・パン類、飲料、野菜の加工品、果実の加工品又は中和剤として乳製品に使用する場合に限ること。                         |
| 501i                    | 炭酸カリウム            | 果実の加工品の乾燥に使用する場合又は穀類の加工品、砂糖類、豆類の調製品、麵・パン類若しくは菓子類に使用する場合に限ること。                         |
| 170i                    | 炭酸カルシウム           | 畜産物の加工品に使用する場合は、乳製品に使用するもの (着色料としての使用は除く。) 又は凝固剤としてチーズ製造に使用するものに限ること。                 |
| 503i                    | 炭酸アンモニウム          | 農産物の加工品に使用する場合に限ること。  |
| 503ii                   | 炭酸水素アンモニウム        | 農産物の加工品に使用する場合に限ること。  |
| 504i                    | 炭酸マグネシウム          | 農産物の加工品に使用する場合に限ること。  |
| 508                     | 塩化カリウム            | 野菜の加工品、果実の加工品、食肉の加工品、調味料又はスープに使用する場合に限ること。  |
| 509                     | 塩化カルシウム           | 農産物の加工品の凝固剤及びチーズ製造の凝固剤として使用する場合又は食用油脂、野菜の加工品、果実の加工品、豆類の調製品、乳製品若しくは食肉の加工品に使用する場合に限ること。 |
| 511                     | 塩化マグネシウム          | 農産物の加工品の凝固剤として使用する場合又は豆類の調製品に使用する場合に限ること。   |
| —                       | 粗製海水塩化マグネシウム      | 農産物の加工品の凝固剤として使用する場合又は豆類の調製品に使用する場合に限ること。   |
| 524                     | 水酸化ナトリウム          | pH 調整剤として砂糖類の加工若しくは藻類の加工品に使用する場合、食用油脂の製造に使用する場合又は穀類の加工品に使用する場合に限ること。                  |
| 525                     | 水酸化カリウム           | pH 調整剤として砂糖類の加工に使用する場合に限ること。  |
| 526                     | 水酸化カルシウム          | 農産物の加工品に使用する場合に限ること。  |

表 A.1—添加物（続き）

| INS<br>番号 <sup>a)</sup> | 添加物 <sup>b)</sup>                   | 基準  |
|-------------------------|-------------------------------------|---|
| 334                     | L-酒石酸                               | 農産物の加工品に使用する場合に限ること。  |
| 335ii                   | L-酒石酸ナトリウム                          | 菓子類に使用する場合に限ること。  |
| 336i                    | L-酒石酸水素カリウム                         | 穀類の加工品又は菓子類に使用する場合に限ること。  |
| 341i                    | リン酸二水素カルシウム                         | 膨張剤として粉類に使用する場合に限ること。   |
| 516                     | 硫酸カルシウム                             | 凝固剤として使用する場合又は菓子類、豆類の調製品若しくはパン酵母に使用する場合に限ること。   |
| 400                     | アルギン酸                               | 農産物の加工品に使用する場合に限ること。  |
| 401                     | アルギン酸ナトリウム                          | 農産物の加工品に使用する場合に限ること。  |
| 407                     | カラギナン                               | 畜産物の加工品に使用する場合は、乳製品に使用するものに限ること。  |
| 410                     | カロブビーンガム                            | 畜産物の加工品に使用する場合は、乳製品又は食肉の加工品に使用するものに限ること。  |
| 412                     | グァーガム                               | 畜産物の加工品に使用する場合は、乳製品、缶詰肉又は卵製品に使用するものに限ること。   |
| 413                     | トラガントガム                             | —   |
| 414                     | アラビアガム                              | 乳製品、食用油脂又は菓子類に使用する場合に限ること。  |
| 415                     | キサントガム                              | 畜産物の加工品に使用する場合は、乳製品又は菓子類に使用するものに限ること。   |
| 416                     | カラヤガム                               | 畜産物の加工品に使用する場合は、乳製品又は菓子類に使用するものに限ること。   |
| 440                     | ペクチン                                | 畜産物の加工品に使用する場合は、乳製品に使用するものに限ること。  |
| 307b                    | ミックストコフェロール                         | 畜産物の加工品に使用する場合は、食肉の加工品に使用するものに限ること。   |
| 322                     | レシチン（植物レシチン、卵黄レシチン、分別レシチン、ヒマワリレシチン） | 漂白処理をせずに得られたものに限ること。また、畜産物の加工品に使用する場合は、乳製品、乳由来の幼児食品、油脂製品又はドレッシングに使用するものに限ること。   |
| 553iii                  | タルク                                 | 農産物の加工品に使用する場合に限ること。  |
| 558                     | ベントナイト                              | 農産物の加工品に使用する場合に限ること。  |
| 559                     | カオリン                                | 農産物の加工品に使用する場合に限ること。  |
| —                       | ケイソウ土                               | 農産物の加工品に使用する場合に限ること。  |
| —                       | パーライト                               | 農産物の加工品に使用する場合に限ること。  |
| 551                     | 二酸化ケイ素                              | ゲル又はコロイド溶液として、農産物の加工品に使用する場合に限ること。  |
| —                       | 活性炭                                 | 農産物の加工品に使用する場合に限ること。  |
| 901                     | ミツロウ                                | 分離剤として農産物の加工品に使用する場合に限ること。  |
| 903                     | カルナウバロウ                             | 分離剤として農産物の加工品に使用する場合に限ること。  |
| —                       | 木灰                                  | 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものから化学的な方法によらずに製造されたものに限ること。また、沖縄そば、米の加工品、和生菓子、ピータン若しくはこんにやくに使用する場合又は山菜類のあく抜きに使用する場合に限ること。 |
| —                       | 香料                                  | 化学的に合成されたものでないこと。   |
| 941                     | 窒素                                  | —   |

表 A.1—添加物（続き）

| INS<br>番号 <sup>a)</sup>                         | 添加物 <sup>b)</sup> | 基準  |
|---|-------------------|---|
| —   | 酸素                | —   |
| 290   | 二酸化炭素             | —   |
| —   | 酵素                | —   |
| —   | 一般飲食物添加物          | カゼイン及びゼラチンについては、農産物の加工品に使用する場合に限ること。また、エタノールについては、畜産物の加工品に使用する場合にあっては、食肉の加工品に使用するものに限ること。           |
| —   | 次亜塩素酸ナトリウム        | 農産物の加工品に使用する場合〔食塩水（99 %以上の塩化ナトリウムを含有する食塩を使用したものに限る。）を電気分解したものに限る。〕又は食肉の加工品に用いる動物の腸の消毒用又は卵の洗浄用に限ること。 |
| —   | 次亜塩素酸水            | 農産物の加工品に使用する場合又は食肉の加工品に用いる動物の腸の消毒若しくは卵の洗浄に使用する場合に限ること。  |
| 297   | フマル酸              | 食肉の加工品に用いる動物の腸の消毒用又は卵の洗浄用に限ること。   |
| 365   | フマル酸一ナトリウム        | 食肉の加工品に用いる動物の腸の消毒用又は卵の洗浄用に限ること。   |
| —   | オゾン               | 農産物の加工品に使用する場合又は食肉の消毒若しくは卵の洗浄に使用する場合に限ること。  |
| 460ii   | 粉末セルロース           | ろ過助剤として農産物の加工品に使用する場合に限ること。   |
| 注 <sup>a)</sup> 食品添加物の国際番号付与システムによって付与された添加物の番号 |                   |   |
| 注 <sup>b)</sup> 組換え DNA 技術を用いて製造されていないものに限る。    |                   |   |

**附属書 B**  
**(規定)**  
**添加物 (有機酒類)**

箇条 5 に規定されている添加物 (有機酒類に係るもの) を表 B.1 に示す。

表 B.1—添加物

| INS<br>番号 <sup>a)</sup> | 添加物 <sup>b)</sup>  | 基準                |
|-------------------------|--------------------|-------------------|
| 330                     | クエン酸               | —                 |
| 296                     | DL-リンコ酸            | —                 |
| 270                     | 乳酸                 | —                 |
| 300                     | L-アスコルビン酸          | —                 |
| 301                     | L-アスコルビン酸ナ<br>トリウム | —                 |
| 181                     | タンニン (抽出物)         | —                 |
| 500i                    | 炭酸ナトリウム            | —                 |
| 500ii                   | 炭酸水素ナトリウム          | —                 |
| 501i                    | 炭酸カリウム             | —                 |
| 170i                    | 炭酸カルシウム            | —                 |
| 503i                    | 炭酸アンモニウム           | —                 |
| 504i                    | 炭酸マグネシウム           | —                 |
| 508                     | 塩化カリウム             | —                 |
| 509                     | 塩化カルシウム            | —                 |
| 511                     | 塩化マグネシウム           | —                 |
| 334                     | L-酒石酸              | —                 |
| 336i                    | L-酒石酸水素カリウ<br>ム    | —                 |
| 341i                    | リン酸二水素カルシ<br>ウム    | —                 |
| 516                     | 硫酸カルシウム            | —                 |
| 401                     | アルギン酸ナトリウ<br>ム     | —                 |
| 407                     | カラギナン              | —                 |
| 412                     | グァーガム              | —                 |
| 414                     | アラビアガム             | —                 |
| 558                     | ベントナイト             | —                 |
| —                       | ケイソウ土              | —                 |
| —                       | パーライト              | —                 |
| 551                     | 二酸化ケイ素             | —                 |
| —                       | 活性炭                | —                 |
| —                       | 木灰                 | —                 |
| —                       | 香料                 | 化学的に合成されたものでないこと。 |
| 941                     | 窒素                 | —                 |
| —                       | 酸素                 | —                 |
| 290                     | 二酸化炭素              | —                 |

表 B.1—添加物（続き）

| INS<br>番号 <sup>a)</sup>   | 添加物 <sup>b)</sup>                 | 基準 |
|---|-----------------------------------|----|
| —   | 酵素                                | —  |
| —   | 一般飲食物添加物                          | —  |
| —   | アルゴン                              | —  |
| —   | 酵母細胞壁                             | —  |
| 220   | 二酸化硫黄                             | —  |
| 224   | ピロ亜硫酸カリウム<br>(亜硫酸水素カリウ<br>ム液を含む。) | —  |
| <p>注<sup>a)</sup> 食品添加物の国際番号付与システムによって付与された添加物の番号<br/>注<sup>b)</sup> 組換え DNA 技術を用いて製造されていないものに限る。</p> |                                   |    |

## 附属書 C (規定) 薬剤

箇条 5 に規定されている薬剤を表 C.1 に示す。

表 C.1—薬剤

| 薬剤 <sup>a)</sup>  | 基準  |
|---|---|
| 除虫菊抽出物  | 共力剤としてピペロニルブトキサイドを含まないものに限ること。また、農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。   |
| ケイソウ土   | —   |
| ケイ酸ナトリウム  | 農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。                                    |
| 重曹  | —   |
| 二酸化炭素   | —   |
| カリウム石けん<br>(鹼) [軟石けん<br>(鹼)]                              | 農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。                                    |
| エタノール   | 農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。                                    |
| ホウ酸   | 容器に入れて使用する場合に限ること。また、農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。               |
| フェロモン   | 昆虫のフェロモン作用を有する物質を有効成分とする薬剤に限ること。また、農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。 |
| カプサイシン  | 忌避剤として使用する場合に限ること。また、農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。               |
| ゼラニウム抽出物  | 忌避剤として使用する場合に限ること。また、農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。               |
| シトロネラ抽出物  | 忌避剤として使用する場合に限ること。また、農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。               |
| 注 <sup>a)</sup> 薬剤の使用に当たっては、薬剤の容器等に表示された使用方法を遵守しなければならない。 |   |



制定等の履歴

制 定 令和4年9月1日財務省・農林水産省告示第 18号  
改 正 令和4年10月12日財務省・農林水産省告示第 35号  
最終改正 令和6年7月1日財務省・農林水産省告示第 18号

制定文、改正文、附則等（抄）

- 令和6年7月1日財務省・農林水産省告示第18号  
令和6年7月31日から施行する。